

京都府入札監視委員会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、京都府入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 要綱第2条第1号から第4号に定める案件のうち「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に定める建設工事とする。

(会議の特例)

第3条 緊急やむを得ない事情があり、要綱第5条に定める会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、個別に委員の意見を聴取することができる。

(定例会議)

第4条 要綱第5条第2項に定める定例会議の開催時期及び要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象は、原則として、別表1のとおりとする。

2 定例会議への報告は、次の様式を提出して行うものとする。

(1) 総括表（様式1）

(2) 入札契約方式別発注案件〔工事〕一覧表（様式2の1）

(3) 入札契約方式別発注案件〔物品〕一覧表（様式2の2）

(4) 指名停止等の運用状況一覧表（様式3の1）

(5) 談合情報対応状況一覧表（様式3の2）

なお、様式1及び様式2については、建設工事又は製造の請負にあっては予定価格が250万円以下のものを、物品の買入れにあっては予定価格が160万円以下のものを報告の対象から除外するものとする。

3 発注機関の長は、原則として、定例会議開催月の前月の1日（閉庁日の場合はその翌日）までに、前項に定める資料を事務局に提出するものとする。

(抽出委員の選出)

第5条 要綱第6条により抽出を行う委員（以下「抽出委員」という。）は、定例会議において、委員の互選により、次回の抽出委員を選出するものとする。

(抽出方法)

第6条 要綱第2条第2号に定める定例会議の審議の対象となる事案の抽出は、入札契約方式別発注案件一覧表(様式2の1及び様式2の2)の中から、抽出委員が事前に下記方法により行うものとする。

- (1) 抽出は、抽出委員が入札契約方式別に行う。
- (2) 抽出は、原則として定例会議開催の2週間前までに行う。

(抽出事案の説明)

第7条 抽出事案の説明については、入札・契約方式ごとに抽出事案説明書(様式4の1から様式4の7)を提出して行うものとし、説明は、発注機関の長又は発注機関の長が指定する者が行うものとする。

また、説明は、抽出案件に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等を中心に行うものとする。

- (1) 抽出事案〔工事〕説明書(一般競争入札)(様式4の1)
- (2) 抽出事案〔工事〕説明書(指名競争入札)(様式4の2)
- (3) 抽出事案〔工事〕説明書(随意契約)(様式4の3)
- (4) 抽出事案〔物品〕説明書(一般競争入札)(様式4の4)
- (5) 抽出事案〔物品〕説明書(指名競争入札)(様式4の5)
- (6) 抽出事案〔物品〕説明書(随意契約)(様式4の6)
- (7) 抽出事案〔プロポーザル〕説明書(随意契約)(様式4の7)

(再苦情処理会議)

第8条 要綱第5条第3項に定める再苦情処理会議は、定例会議との同時開催を妨げない。

(再苦情の申立ての却下)

第9条 知事は、再苦情の申立てがあった場合、委員の意見を聴くものとする。ただし、次の各号に掲げる再苦情の申立てについては、却下することができる。

なお、知事が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告するものとする。

- (1) 申立期間を徒過したもの
- (2) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- (3) 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの
- (4) 所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないもの
- (5) その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるもの

(再苦情処理)

第10条 再苦情処理会議については、申立者及び発注機関の長から提出された書面等を参考に委員が意見を述べるものとする。

2 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(議事概要の作成及び公表)

第11条 定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要（様式5の1及び様式5の2）については、速やかに作成し、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月10日から施行する。

別表1（第4条関係） 定例会議の開催時期及び要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象

	開催時期	要綱第2条第1号及び第2号に定める事務の対象
第1回	6月	前年度の12月1日から3月31日までに契約した案件
第2回	10月	当該年度の4月1日から7月31日までに契約した案件
第3回	2月	当該年度の8月1日から11月30日までに契約した案件